

I 男女共同参画に関する主な動向

男女共同参画社会とは…

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

「男女共同参画社会基本法」第2条

1 国の動向

●昭和20（1945）年
「衆議院議員選挙法」改正

- ・ 女性の国政参政権が認められる

●昭和60（1985）年
「女子差別撤廃条約」を日本が締結

- ・ 「女子差別撤廃条約」が国内で発効

●昭和60（1985）年
「男女雇用機会均等法」成立

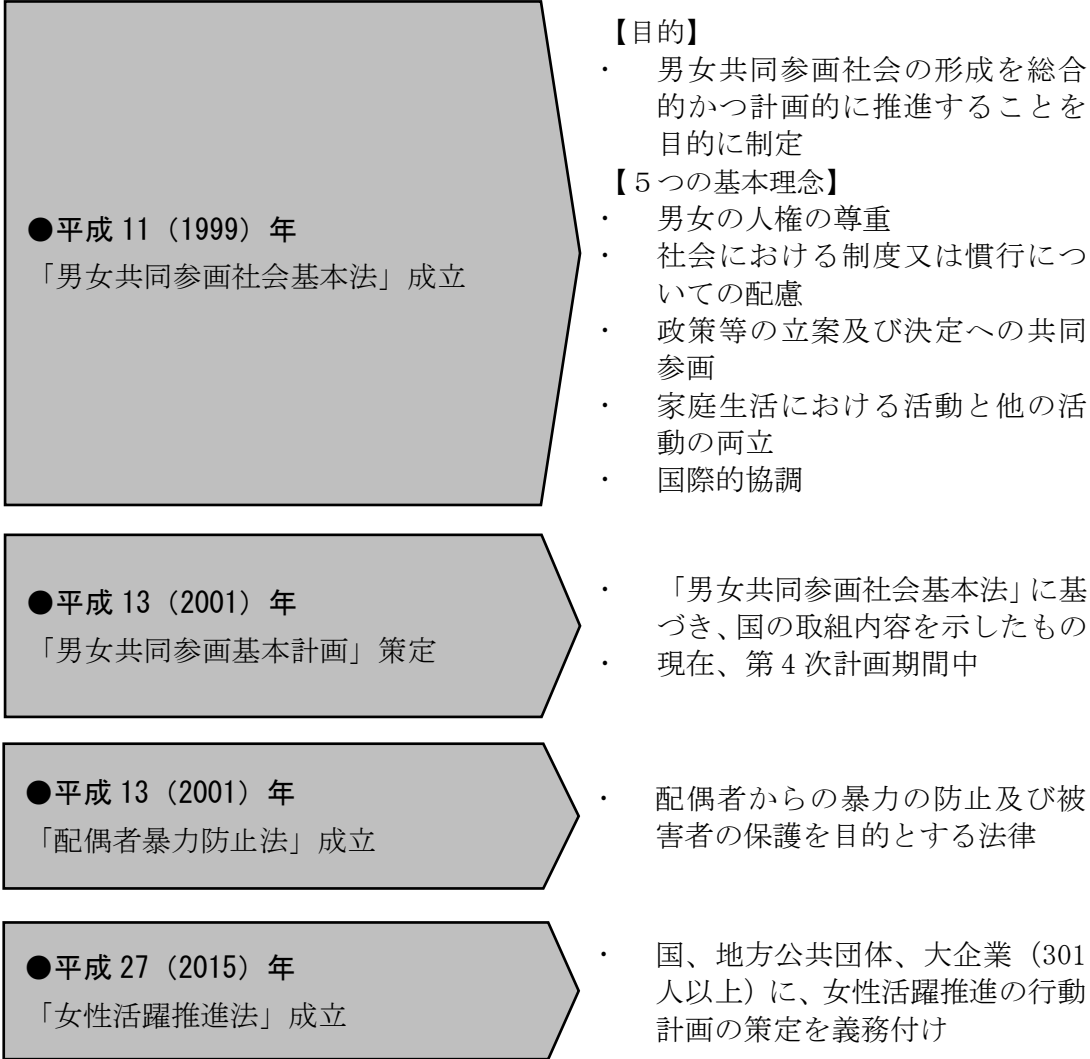
- ・ 募集、採用、配置、昇進・降格などについて、性別を理由とする差別の禁止
- ・ 婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- ・ 母性健康管理措置の義務付け…など

●平成3（1991）年
「育児休業法」成立

- ・ 男女とも子どもが1歳になるまでの育児休業が取得できるように

●平成7（1995）年
「育児休業法」改正

- ・ 「育児・介護休業法」として、介護休業制度の法制化

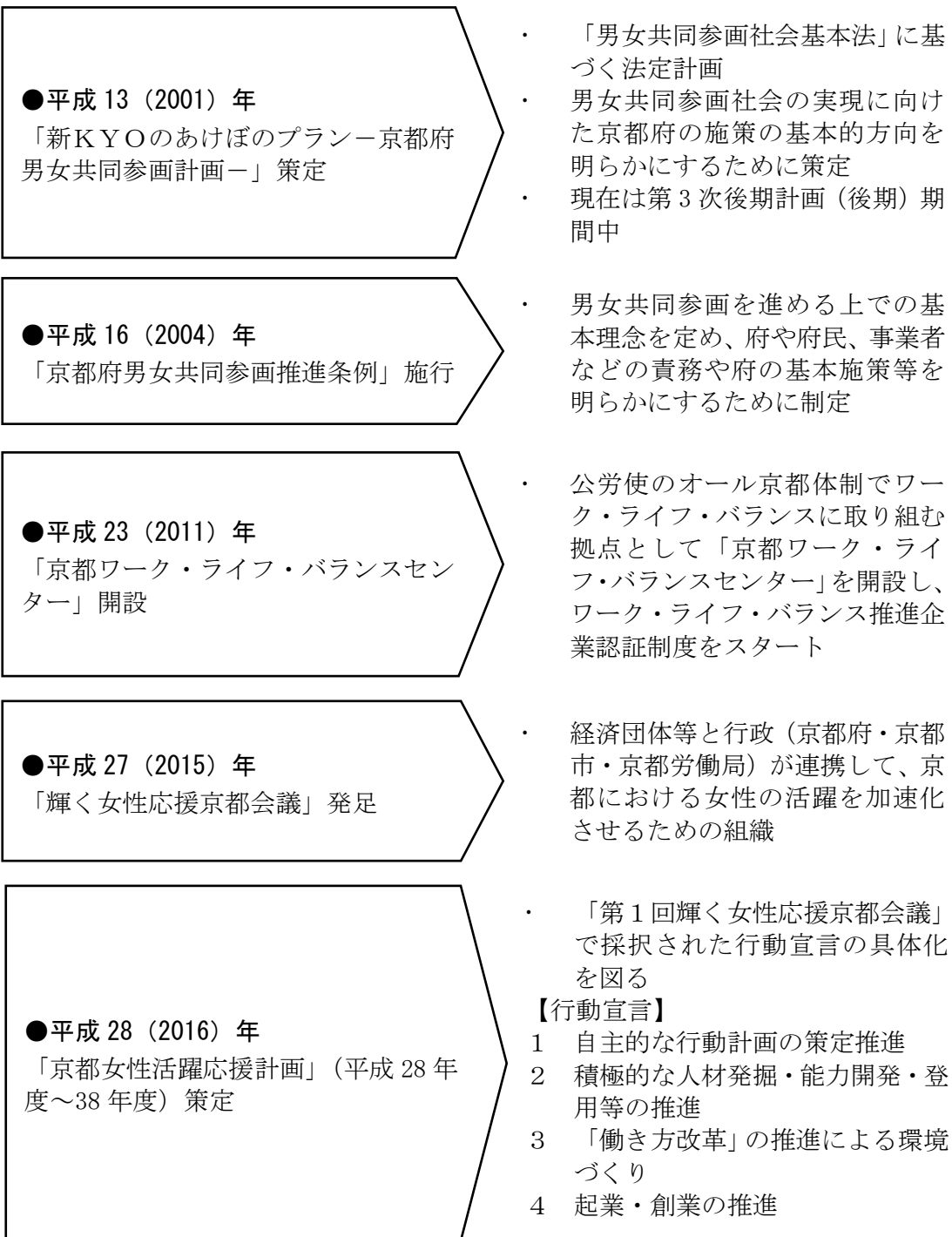


【直近の動向】

- 「配偶者暴力防止法」の改正（平成 25 年）
生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。
- 「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正（平成 28 年）
事業主に対し、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として、解雇その他不利益な取扱いを防止するための措置を義務付けました。
- 「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正（平成 29 年）
育児休業期間の延長、育児休業等制度の個別周知、育児目的休暇の新設。

さらに詳しい情報は	「内閣府男女共同参画局」のホームページに
-----------	----------------------

2 京都府の動向



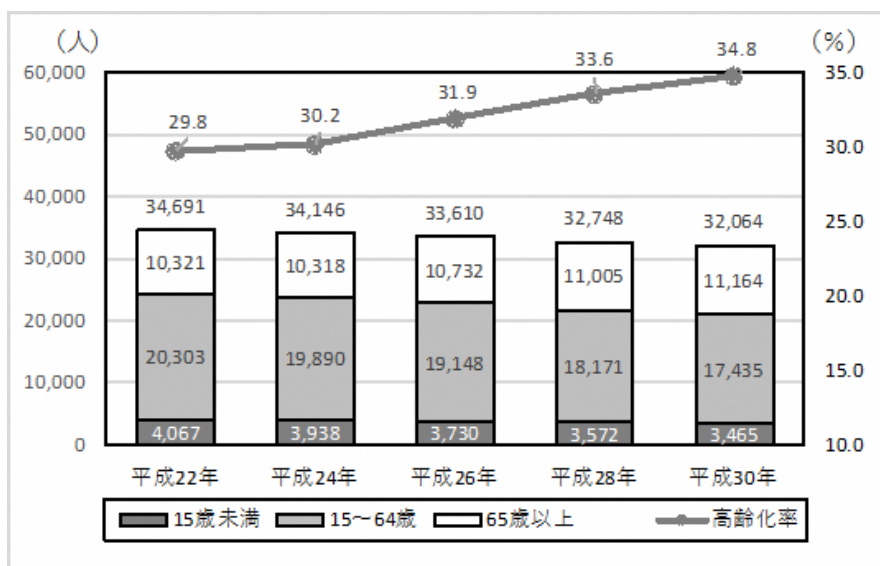
Ⅱ 南丹市の取組と課題について

1 これまでの主な取組

園部町	八木町	日吉町	美山町
●平成5（1993）年 「女性の館」設置	●平成4（1992）年 「男女共同参画によるまちづくりに関する意識調査」実施	●平成13（2001）年 「男女共同参画推進会議」設置	●平成7（1995）年 「美山町女性のつどい連絡会」発足
●平成8（1996）年 「仲良く生きようプラン・そのべ」策定	●平成6（1994）年 第1回「八木町女性対策検討委員会」開催	●平成16（2004）年 「ひよしせせらぎプラン」策定	
●平成14（2002）年 「園部町女性団体連絡会」設置	●平成17（2005）年 「八木町男女共同参画プラン」策定		
南丹市（合併後）			
●平成21（2009）年 「南丹市女性ネットワーク会議」発足 「南丹市男女共同参画行動計画」策定 ※平成26（2014）年に中間見直し＝現行計画)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 南丹市男女共同参画フォーラム「キラリなんたん」の運営等 ・ 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画 	
●平成27（2015）年 「南丹市特定事業主行動計画」策定		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「次世代育成支援対策推進法」と「女性活躍推進法」に基づく、具体的な行動計画と数値目標を定めたもの 	

2 現状と課題

●人口減少と少子高齢化



資料／住民基本台帳（各年4月1日現在）

本町においても人口減少と少子高齢化が進行しています。出生率向上のためにも、女性だけに子育ての負担が偏らない施策が必要です。また、高齢者の介護は女性に負担が偏りがちなことから、地域社会全体で介護を支援していく仕組みづくりが必要です。

●さまざまな分野での女性参画の低さ

本市職員において、管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、平成27年20.4%、平成28年23.9%、平成29年22.9%と、政府が目標とする30%には至っていません。本市や関連団体、市内の事業所などで、重要なことを決定する場への女性の登用を進める必要があります。

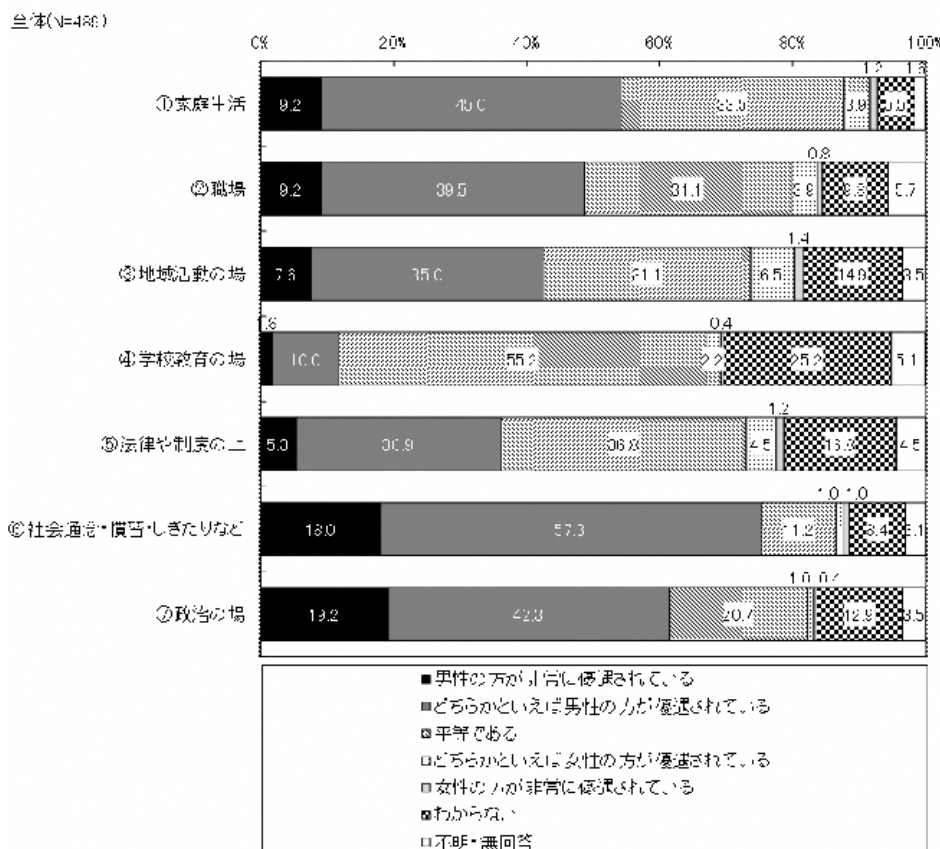
●雇用環境の変化

非正規雇用の拡大などにより、収入が不安定な人の支援が全国的な課題となっています。特にひとり親世帯、なかでも母子家庭は父子家庭に比べて収入が少ない傾向にあることから、支援の充実が課題となっています。

また、過度な長時間労働を見直して男女が子育てや家庭生活などに平等に参画できる体制づくりも求められています。

●男女共同参画の意識の浸透

男女共同参画に関する法律や制度は整いつつありますが、家庭や職場などさまざまな場で、男性が優遇されているという声が多くなっています。また社会通念・慣習・しきたりなどの面で固定的な性別役割分担の意識は依然として残っており、男女共同参画の意識をさらに浸透させる必要があります。



資料／南丹市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年）

●ドメスティック・バイオレンスの防止

親しい男女間の肉体的・精神的・経済的暴力は依然として存在しており、根絶へ向けた取組や被害者に対するケアが必要です。男性の被害者も少なくないことから、「被害を受けるのは女性」という見方も改める必要があります。

●防災対策における男女共同参画への関心の高まり

過去の災害で、避難所において女性への配慮が欠けていたり、性別によって特定の役割が与えられたりといった事例が報告されています。万一の際に性別によって不利益をこうむったり、不自由な思いをすることがないように、防災対策のうえでも男女共同参画を進めていく必要があります。

3 「第2次南丹市男女共同参画行動計画」について

●計画の位置づけ

- ・ 「男女共同参画社会基本法」第14条に定める市町村男女共同参画計画に相当します。
- ・ 「配偶者暴力防止法」第2条、「女性活躍推進法」第6条に定める市町村推進計画にも相当します。

「男女共同参画社会基本法」第14条-3

「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。」

「配偶者暴力防止法」第2条の3-3

「市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。」

「女性活躍推進法」第6条-2

「市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」

●計画の期間

- ・ 本計画の期間は、平成31（2019）年度から2028年度までの10年間です。
- ・ ただし計画の進捗状況や社会情勢の変化に合わせ、5年後に施策の見直しを行います。